

# 医療法人羊蹄会

## シルバープランてんとうむし運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人羊蹄会が開設する 医療法人羊蹄会 シルバープランてんとうむし（以下「シルバープランてんとうむし」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条
1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行う。
  2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
  3. 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう公正中立に行う。  
利用者や家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求める事が出来、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事もできる。
  4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
  5. 利用に当たっては、内容を事前に説明し、利用者や家族の理解の上で契約をする。
  6. 職員の研修の実施等を行い、利用者のサービスの低下がないように努める。

### (事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 医療法人羊蹄会 シルバープランてんとうむし
  - (2) 所在地 愛知県岩倉市曾野町郷前5番地

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
  - (2) 介護支援専門員 4名（常勤職員 4名、常勤 1名は管理者と兼務）  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
  - (3) 事務職員 1名（常勤職員 1名）  
事務職員は、事業所の事務業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日までとする。ただし、祝祭日は除く。また夏季・冬季休業日を設ける。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 1. 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とする。

- (1) 利用者の相談の受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析表の種類 MDS-HC
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録 最低1ヶ月に1回

2. 次条の通常の事業の実施範囲を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域から、片道おおむね 2km未満 100円
- (2) 通常の事業の実施地域から、片道おおむね 2km以上は(1)に1km増すごとに50円を加算する。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印(記名押印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、岩倉市・小牧市・北名古屋市・一宮市・豊山町・清須市・名古屋市・尾張旭市・東郷町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他、虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 1. 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人羊蹄会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付記

- この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- この規定は、平成15年8月21日から施行する。
- この規定は、平成17年3月21日から施行する。
- この規定は、平成19年1月21日から施行する。
- この規定は、平成20年7月21日から施行する。
- この規定は、平成21年9月1日から施行する。
- この規定は、平成22年4月1日から施行する。
- この規定は、平成23年3月1日から施行する。
- この規定は、平成23年4月1日から施行する。
- この規定は、平成23年5月3日から施行する。
- この規定は、平成23年9月1日から施行する。
- この規定は、平成24年12月21日から施行する。
- この規定は、平成25年11月1日から施行する。
- この規定は、平成25年12月21日から施行する。
- この規定は、平成27年5月11日から施行する。
- この規定は、平成28年11月1日から施行する。
- この規定は、平成29年10月5日から施行する。
- この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- この規定は、令和元年10月1日から施行する。
- この規定は、令和元年11月1日から施行する。
- この規程は、令和2年2月1日から施行する。
- この規程は、令和2年3月1日から施行する。
- この規程は、令和2年3月19日から施行する。
- この規程は、令和2年8月1日から施行する。
- この規程は、令和2年10月1日から施行する。
- この規程は、令和2年10月30日から施行する。
- この規程は、令和3年1月1日から施行する。
- この規程は、令和3年8月4日から施行する。
- この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- この規程は、令和4年3月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日より施行する。

この規程は、令和7年1月1日より施行する。